

静岡県立大学短期大学部教員人事調整委員会細則

令和4年10月11日 細則第68号

(設置)

第1条 静岡県立大学短期大学部(以下「本学」という。)の教員の採用及び昇任を的確かつ公正に実施するため、静岡県立大学短期大学部教授会規程(平成19年4月1日 規程第100号)第9条の規定に基づく専門委員会として、静岡県立大学短期大学部教員人事調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この細則において「教員」とは、静岡県公立大学法人職員就業規則第2条に規定する教員をいう。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学の教員採用及び内部昇任に関する方針に関すること。
- (2) 本学教員の採用に関する採用計画(案)、資格審査委員会委員候補の推薦(案)及び資格審査方針(案)に関すること。
- (3) 本学教員の昇任計画(案)、資格審査委員会委員候補の推薦(案)及び資格審査方針(案)に関すること。
- (4) その他教員採用及び内部昇任に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 短期大学部部長
- (2) 短期大学部副部長
- (3) 短期大学部教授職にある者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、短期大学部部長をもってこれに充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の3分の1以上の者から請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の審議結果をもって、教授会の審議結果とする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(教授会への報告)

第9条 委員長は、議事に関して教授会に報告する。

2 教授会に報告する時期は、第3条第1号の事項については年度当初とし、同条第2号及び第3号の事項については、採用及び内部昇任の決定後速やかに行う。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務室において処理する。

(委任)

第11条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この細則は、令和4年10月11日から施行する。